

◎新潟県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年2月13日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
長岡市虫亀診療所	長岡市山古志虫亀966-1	令和8年1月1日
蕪木歯科医院	十日町市本町3丁目2番地3	令和7年12月31日
本間歯科医院	村上市田端町13-30	令和7年12月31日
平岩診療所	糸魚川市大字山之坊2699番地1	令和7年12月31日
田中歯科医院	上越市北城町3丁目15番7号	令和7年12月24日